

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 31 年 3 月 22 日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、おおむね、以下のことから、本件処分の違法性、不当性を主張しているものと解される。

請求人は、本件弁明書とともに処分庁に対し、収支一覧を提出したにもかかわらず、収入申告がないとして行った本件処分は、おかしい。

生活保護を受給したことで、（保護廃止期間中の）医療費という不利益を被るのはおかしい。

本件処分は、請求人の生存権などの権利を侵害している。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|------------------|-------------------|
| 令和元年 9 月 6 日 | 諮問 |
| 令和元年 1 0 月 2 4 日 | 審議（第 3 8 回第 3 部会） |
| 令和元年 1 1 月 2 8 日 | 審議（第 3 9 回第 3 部会） |

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる、とされている。

(2) ア 法 2 7 条 1 項によれば、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる、とされている。

イ そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされる。以下「局長通知」という。）第 1 1 ・ 2 ・ (1)によれば、保護受給中の者については、随時、必要な助言、指導を行うほか、「特に次のような場合

においては必要に応じて法第27条による指導指示を行うこと。」とされ、指導指示をすべき場合として「キ 次官通知第8の1による収入に関する申告及び局長通知第3による資産に関する申告を行わないとき。」及び「ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき。」等を挙げている。

また、局長通知第11・2・(4)によれば、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」とされている。

ウ さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされる。以下「課長通知」という。）問第11の1・答において、被保護者が法27条による指導指示に従わない場合の取扱いの基準が示されており、「1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。」とされ、「2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、・・・保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない

場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。」、「32の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。(1)最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。(2) (略)。(3) 保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」とした上で、「なお、1から3に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行うことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行った場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。」とされている。

(3) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない、とされている。

(4) 法62条1項によれば、被保護者は、保護の実施機関が、法27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとされ、同条3項は、保護の実施機関は、被保護者が同条1項の指導又は指示に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる、としている。

そして、同条4項は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない、とし、この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない、としている。

また、法施行規則 19 条によれば、法 62 条 3 項に規定する保護の実施機関の権限は、法 27 条 1 項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない、とされている。その趣旨は、保護の実施機関が上記の権限を行使する場合にこれに先立って必要となる法 27 条 1 項に基づく指導又は指示を書面によって行うべきものとすることにより、保護の実施機関による指導又は指示及び保護の廃止等に係る判断が慎重かつ合理的に行われることを担保してその恣意を抑制するとともに、被保護者が従うべき指導又は指示がされたこと及びその内容を明確にし、それらを十分に認識し得ないまま不利益処分を受けることを防止して、被保護者の権利保護を図りつつ、指導又は指示の実効性を確保することにあるものと解され、法 27 条 1 項に基づく指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合には、当該指導又は指示に従わなかったことを理由に法 62 条 3 項に基づく保護の廃止等をすることは違法となると解されている（最高裁判所平成 26 年 10 月 23 日判決。裁判所ウェブサイト掲載判例参照）。

2 審査会の判断の理由

- (1) 本件においては、本件処分に至るまで及び本件処分後の状況として、以下の各事実が認められる。

ア 担当者が請求人に対し、請求人に係る平成 30 年 10 月以降の月毎に収入申告を行うよう、口頭により指導していたにもかかわらず、請求人は、処分庁に対して、収入申告を行っていないこと。そのため、担当者が請求人に対し、文書により収入申告するよう指導するとともに、電話による連絡を 2 回試みたが、請求人は同指導に従わず、電話にも出なかった

こと。さらに、担当者が、改めて、請求人に対し、履行期限を明示して収入申告を行うようにとの本件口頭指示を行うとともに、電話による連絡を2回試みたが、請求人は同指示にも従わず、電話にも出なかったこと。

イ アのことから、処分庁は、法27条1項の規定に基づき、請求人に対し、文書によって、収入申告を行うように指示することを決定し、郵便で同指示書を送付したが、請求人がこれを受領しなかったことから、改めて、文書による本件指示を決定し、担当者が本件指示書を請求人宅の郵便受けに投函したこと。

ウ しかしながら、請求人が本件指示に基づく収入申告書の提出という義務を履行しなかったこと、また、請求人はその1年以内に保護を受けていた他の福祉事務所により、指示義務違反による保護廃止を受けていることが認められたことから、処分庁は、請求人の保護を廃止することとし、本件弁明機会通知書により請求人に本件弁明機会を設けたところ、請求人から、同弁明機会への出頭に代わる本件弁明書が提出されたため、これを検討したが、添付された資料は適正な収入申告と認められるものではなく、また、本件指示書に基づく収入申告の義務を履行しない正当な理由として認められる事実の記載もなかった。

以上のことから、処分庁は、法62条3項の規定に基づき、本件処分を決定し、その旨請求人に通知したこと。

エ その後、処分庁は、請求人からの保護申請に基づき、令和元年5月13日付けで、請求人に対し、法による保護の再開を決定していること。

(2) そうすると、請求人は、処分庁に対し、本件口頭指示(1)及び本件指示に基づく義務であるところの収入申告書の提出を行っ

ておらず、また、本件弁明書による弁明には、収入申告を行わないことについて正当な理由があると認められず、さらに、本件処分の1年以内に、他の福祉事務所において指示義務違反による保護廃止があったことが認められるのであるから、処分庁の行った本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき適正になされたものと認められ、また、本件処分に至るいずれの手続を見ても、何ら違法、不当な点を認めることができない。

よって、本件処分は、違法又は不当なものとは認められない。

3 請求人は、上記第3のように主張しているが、請求人の主張はいずれも理由がなく、また、本件処分が法令等の規定に基づき適正になされていると認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1ないし別紙3 (略)